



御 監 第 49 号
平成 29 年 6 月 26 日

御 前 崎 市 長 柳 澤 重 夫 様

御前崎市監査委員 加 藤 英 男
御前崎市監査委員 大 澤 満

財政援助団体等監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

平成 29 年度

財政援助団体等監査結果報告書

(御前崎市観光協会)

御前崎市監査委員

平成 29 年度 財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

御前崎市観光協会及び所管課(商工観光課)

3 監査の範囲

平成 28 年度の財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の方法

監査は主に、あらかじめ御前崎市観光協会及び所管課(商工観光課)より提出された監査資料に基づき、補助金交付手続き、会計経理及び補助対象事業等の執行状況について、それぞれの責任者及び担当者から説明を求め監査を実施した。

5 監査の期日

平成 29 年 6 月 8 日(木)

6 監査の結果

(1)御前崎市観光協会の概要

①事務所の所在地

主たる事務所 御前崎市港 6099 番地の 1
御前崎市観光物産会館内

②組織(平成 29 年 4 月 1 日現在)

役員は、会長 1 人、副会長 1 人、理事 20 人、監事 2 人の合計 24 人である。

事務局は、事務局長 1 人、書記 2 人の合計 3 人である。所管課は商工観光課である。

(2)補助金の交付状況

平成 28 年度御前崎市観光協会補助金は、総額 13,100,000 円が交付決定され、一般会計 7 款(商工費)1 項(商工費)4 目(観光費)19 節(負担金補助及び交付金)より 3 回に分けて交付されている。

この補助金は、御前崎市の観光振興の促進を図るために活用されている。

補助金交付事務について、稟議書類・支出命令書等調査した結果、計数は一致し、適正に処理されていた。

(3) 経理事務について

御前崎市観光協会の補助金に係る収入支出事務について、決算書・収入伝票等を調査した結果、市からの補助金は確実に収納されており、支出事務はその目的に従って行われ、おおむね適正に処理されていた。

(4) 総括

監査の結果、監査対象の補助金は、補助目的に沿って使われ、一定の効果を上げているものと認めた。

なお、今後の事務事業の運営については、特に下記の点に留意されたい。

【御前崎市観光協会】

- ① 御前崎市観光協会は、御前崎市内における観光事業に携わる市関係機関・団体及び関係事業者の連携を密にし、その結集によって観光資源の開発・振興を積極的に促進し、産業文化の発展向上を図ることを目的としています。事業の執行については、補助金の交付の主旨・目的に従い、引き続き適正に行われるとともに、補助金の目的が成果として表れるよう努力願います。
- ② 観光協会の各規程については制定から約 12 年が経過しています。会計管理上の責任体制の明確化等を備えた見直しと、経理については、的確に把握が行えるよう予算科目の細分化や貸借対照表の整備を図り、交付の主旨を損なう事のないように予算執行をお願いします。

【所管課】

- ① 補助金の執行については要綱に定められた手続きが行われていません。補助金の性格及び援助団体の資金面から運用上の手続きが妥当だと考えられますので、要綱については支出区分を明記するなどの改正をお願いします。
- ② 補助金については事業の内容の精査、活動状況の把握により、援助団体と意思の疎通を図り、補助金の必要性や効果を見極めて予算措置をしてください。また、交付事務に当たっては、補助金の必要性や有効に活用されているかどうか検証し、援助団体に対しては、交付目的に沿った適正な補助金の予算執行が行われるよう指導してください。
- ③ 御前崎市観光協会とは連携・連絡を密にして、社会状況の変化に即した団体の組織・体制づくりを図り、誘客にとどまらず、市内への定住化が図られるような事業の展開に努めるようお願いします。